

2023年2月7日
九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第34回口頭弁論が行われました

— 川内地域の緊急時対応が具体的かつ合理的である旨主張 —

本件は、川内原子力発電所1、2号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年5月30日）から第12次（2019年7月31日）にわたり、提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めています。

今回、当社は準備書面を提出し、川内地域の避難計画を含む緊急時対応は具体的かつ合理的な内容であり、策定以降も、安全や防災の追求は不断に行うべきとの考えのもと、一層の充実に向けた取り組みが行われていることを主張しました。なお、次回期日については2023年5月17日に指定されました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上